

広域縁結びボランティアサポート登録について

素敵な巡り合いがあれば、そろそろ結婚を…と考えている方

相談してみませんか

I 縁結びボランティアとは

- 結婚を希望する独身男女へ、出会いのお手伝いをするボランティアです。
- 出会いに関する相談やアドバイスをを行い、また、希望される相手の条件をお聞きして、お引き合わせを行います。
- 「個人情報」「人権」「現代婚活事情」等、縁結び活動のための研修を修了しています。

II ご相談の前に、ご理解ください。

- このサポートは独身男女の出会いのお手伝いをするもので、成婚を確約するものではありません。
- 広域縁結びボランティアは、サポートをすることになったあなたの相手探しに努めますが、すべての方に出会いの機会の提供を保証できるものではありません。
- 結婚を希望する本人からの申し込みにより、面談を経てサポート登録となります。ご家族が代理で申し込むことはできません。

III サポート対象者

- 縁結びボランティアが支援するのは、独身であり、次の条件にあてはまる方です。
 - ◆年齢 20歳～50歳
 - ◆住所 男性：高岡市内に在住、または勤務している人
女性：住所・勤務要件なし

IV サポートする期間について

- 登録の日から6ヶ月とします。ただし、登録者とボランティアの双方が合意した場合は、サポートを継続できます。
- サポートを中止したいときは、6ヶ月を経過しなくてもサポートを中止することができます。
- ルールを守らず、注意勧告にも応じない場合や、無断で連絡がとれなくなったときは、当方の判断においてサポートを終了することがあります。

V サポート開始までの流れ その1 相談申込書の提出

- 「縁結びボランティア相談申込書」をご記入ください。※当組合ホームページからもダウンロードできます。
- ホームページにボランティア紹介があります。ご希望の縁結びボランティアがいる場合は、相談申込書にご記入ください。特に希望がない場合は、当組合にて決定します。
- 「相談申込書」を高岡地区広域圏事務組合へ郵送又は提出してください。当組合よりメールにて連絡し、当組合にてサポート登録について制度を説明する日程を組みます。
- 説明をうけ、制度に了承いただきましたなら、縁結びボランティアより、初回の面会日をご連絡します。

VI サポート開始までの流れ その2 ボランティアとの面会

- 担当ボランティアと面会し、次の手続きを行います。
 - 1 ご本人確認のため、免許証・パスポート等をご提示ください。※1（ないときは健康保険証）
 - 2 独身確認のため、独身証明書を提出してください。※2（出生からの現在までの戸籍抄本でも可）
 - 3「サポート申込書」に必要事項をご記入ください。※3
 - 4 写真をボランティアにご提出いただきます。スナップ写真でもかまいませんが、正装のものとカジュアルなものの2点があると望ましいです。
 - 5 「確認書」の内容を縁結びボランティアと一緒にご確認ください。双方が合意の上で確認書に日付を記入し、双方が署名して、登録完了となります。

※1 ボランティアと登録者に面識があり、本人であることが明らかな場合は不要です。

※2 独身証明書は本籍地役場で発行してもらえます。（発行手数料200円～400円）

※3 「サポート申込書」兼「確認書」（表裏）はボランティアが持っています。

広域縁結びボランティアに関するお問い合わせは 高岡地区広域圏事務組合 総務課まで

〒935-0035 富山県氷見市上田子字笹谷内50 TEL 0766-91-2101/FAX 0766-91-9096

E-mail soumu@takaoka-kouiki.jp/URL <https://www.takaoka-kouiki.jp/>